

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年1月30日

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課会計管理官

平下 一三

◎ 調達機関番号 010 ◎ 所在地番号 13

○ 第9号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 71

(2) 購入等件名及び数量 令和8年度防

衛施設整備業務労働者派遣（単価契約）

一式（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

調達件名の特質等 入札説明書による。

履行期間 契約締結日から令和9年3月

31日。

(3) 履行場所 仕様書のとおり

(4) 入札方法 落札決定に当たっては、当該入札単価に発注予定数量を乗じた総価で行う。(契約は各入札単価による単価契約とする。)なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 電子調達システムの利用 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙による入札書等の提出も可とする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は

製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

<https://www.geps.go.jp/>

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省大臣官房会計課契約係
押川 電話03-3268-3111 内線20823

(2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
3(1)の問い合わせ先に同じ。

(3) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。

(4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限 令和8

年 3 月 19 日 (木) 18 時 00 分

(5) 電子調達システムによる入札書の受領
期限 令和 8 年 3 月 23 日 (月) 9 時 00 分

(6) 紙入札方式による入札書の受領期限
郵送による場合は、令和 8 年 3 月 18 日 (水)。
ただし、入札書を持参する場合は、開札
の日時までとする。

(7) 開札の日時及び場所 令和 8 年 3 月 23
日 (月) 10 時 30 分 防衛省市ヶ谷庁舎 E
2 棟 3 階入札室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び
通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 電子調達
システムにより参加を希望する者は、上
記 3 (4) に示す受領期限までに入札書類
データ (証明書等) を上記 3 (1) に示す場
所に提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参

加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約締結日までに令和8年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(8) 手続における交渉の有無 無。

(9) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement
of the procuring entity : Kazumi
Hirashita, Senior Coordinator for

Accounts Management, Accounting Division,
Minister's Secretariat, Ministry of Defense

The successful bid and contract conclusion for this tender will be the contract is subject to the condition that the FY2026 budget for this fiscal year is approved and a budget announcement is made.

(2) Classification of the products to be procured : 71

(3) Nature and quantity of the products to be purchased : Dispatch defense facility maintenance workers in Reiwa 8th fiscal year

(4) Performance period : From The date of contract signing until 31 March 2027

(5) Delivery place : As par the specifications

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade A , B or C “Offer Service” in the Kanto and Koushinetsu area interms of the qualification

for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

④ The Person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Defense

⑤ Acquire the electric certificate in case of using the Electronic Procurement system

<https://www.geps.go.jp/>

(7) Time-limit for tender 18 March 2026 in case of by mail, 10:30 23 March 2026 in case of by hand.

(8) Contact point for the notice : Oshikawa Procurement Section, Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense, 5 - 1

I c h i g a y a h o n m u r a c h o , S h i n j u k u - k u , T o -
k y o 1 6 2 - 8 8 0 1 J a p a n . T E L 0 3 - 3 2 6 8 -
3 1 1 1 e x . 2 0 8 2 3

仕様書			
件名	令和8年度防衛施設整備業務労働者派遣 (単価契約)	作成年月日	令和8年1月9日
		整備計画局施設整備課施設技術室	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「防衛省が実施する施設整備及び契約手続きに関する事務」を円滑かつ迅速に処理するための派遣業務について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

引用文書

- 1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
(昭和60年法律第88号)
- 2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)
- 3) 「防衛省本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令」
(平成27年度10月1日防衛省訓令第30号)
- 4) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)
- 5) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日閣議決定)
- 6) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)

2 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 派遣実施場所

【派遣管理デスク】

東京都新宿区市谷本村町5-1 庁舎D棟5階

【防衛本省】

東京都新宿区市谷本村町5-1

- ・施設計画課(庁舎D棟5階)
- ・施設整備課(庁舎D棟5階)
- ・建設制度官(庁舎D棟5階)

【北海道防衛局】

北海道札幌市中央区大通西1-2(札幌第3合同庁舎)

- ・事業監理課(4階)
- ・建築課(4階)
- ・土木課(4階)
- ・設備課(4階)
- ・契約課(2階)

【帯広防衛支局】

北海道帯広市西6条南7丁目3(帯広地方合同庁舎)

- ・総務課(2階)
- ・建設課(2階)
- ・建設計画官(2階)

【東北防衛局】

宮城県仙台市宮城野区五輪 1 - 3 - 1 5 (仙台第 3 合同庁舎)

- ・ 調達計画課 (5 階)
- ・ 事業監理課 (5 階)
- ・ 建築課 (5 階)
- ・ 土木課 (5 階)
- ・ 設備課 (4 階)
- ・ 契約課 (4 階)

【北関東防衛局】

埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館)

- ・ 調達計画課 (8 階)
- ・ 事業監理課 (8 階)
- ・ 建築課 (8 階)
- ・ 土木課 (8 階)
- ・ 設備課 (8 階)
- ・ 契約課 (8 階)

【南関東防衛局】

神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 5 7 (横浜第 2 合同庁舎)

- ・ 調達計画課 (10 階)
- ・ 事業監理課 (10 階)
- ・ 建築課 (10 階)
- ・ 土木課 (10 階)
- ・ 設備課 (10 階)
- ・ 契約課 (5 階)

【近畿中部防衛局】

大阪府大阪府中央区大手前 4 - 1 - 6 7 (大阪合同庁舎第 2 号館)

- ・ 調達計画課 (5 階)
- ・ 事業監理課 (5 階)
- ・ 建築課 (5 階)
- ・ 土木課 (5 階)
- ・ 設備課 (5 階)
- ・ 契約課 (5 階)

【中国四国防衛局】

広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 (広島合同庁舎 2 号館及び 4 号館)

- ・ 調達計画課 (4 号館 7 階)
- ・ 事業監理課 (2 号館 1 1 階)
- ・ 建築課 (2 号館 1 1 階)
- ・ 土木課 (4 号館 1 5 階)
- ・ 設備課 (4 号館 7 階)
- ・ 契約課 (4 号館 7 階)

【九州防衛局】

福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 0 - 7 (福岡第 2 合同庁舎)

- ・ 調達計画課 (5 階)
- ・ 事業監理課 (5 階)
- ・ 建築課 (5 階)
- ・ 土木課 (5 階)
- ・ 設備課 (5 階)

- ・契約課(5階)

【熊本防衛支局】

熊本県熊本市東区東町1丁目1-11

- ・建築課(2階)
- ・土木課(2階)
- ・設備課(2階)
- ・建設計画官(2階)
- ・契約室(1階)

【沖縄防衛局】

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9

- ・調達計画課(2階)
- ・事業監理課(2階)
- ・建築課(2階)
- ・土木課(2階)
- ・設備課(2階)
- ・契約課(1階)

※派遣実施場所について同一庁舎内で変更になる場合がある。

4 業務内容

【派遣労働者(派遣管理デスク)】

効率的かつ効果的な派遣運営が可能となるよう防衛省整備計画局内に派遣管理デスクを置き、次の事務を基準として、業務支援等を実施する。

- ・派遣管理・運営整備業務(派遣募集、紹介受付・職場見学調整、契約管理、全国各局担当営業との連携・調整、勤怠管理・請求書処理、運用ルールの設定・周知運用、派遣利用部門と派遣会社からの問い合わせ対応、派遣勤怠管理システムメンテナンス、各種レポート作成・各種リスト作成)
- ・派遣先責任者、指揮命令者へのコンプライアンス研修実施等の支援

【派遣労働者(事務)】

次の事務を基準として、防衛省整備計画局内(施設計画課、施設整備課、建設制度官)及び各地方防衛局等内(北海道防衛局、帯広防衛支局、東北防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局、熊本防衛支局、沖縄防衛局)での連絡調整、来訪者及び電話の対応並びにパソコン(Microsoft Word、Excel 及びJUSTSYSTEM 一太郎等)による文書作成及び編集、データの入力及び編集、図面の文字修正・印刷、書類の受領・送付・整理業務等を実施する。

- ・防衛省整備計画局内及び各地方防衛局等内での防衛省が実施する施設整備及び契約手続きに関する事務
- ・施設整備に関する書類の受領、送付及び整理(書類の仕分け、綴り、保管等)
- ・派遣先の指揮命令者が必要と認めて指示する事務(庶務業務含む)

【派遣労働者(技術)】

次の事務を基準として、派遣労働者(事務)の業務に加えて、工事等の発注に係る支援(発注図面や数量計算書の確認・作成・修正、概算算出、積算補助等)、契約した受注者から提出された資料の確認(資料確認、行政庁提出書類の確認、受注者成果品の整理等)、内部手続きに必要な資料作成等を実施する。

5 労働者派遣人数

【派遣労働者(事務)】

派遣予定人数(事務)は159人とし、細部は以下のとおりとする。

派遣日数及び労働時間数は別紙第1のとおりとする。

派遣実施場所	派遣人数	派遣実施場所	派遣人数
派遣管理デスク(2人)		近畿中部防衛局(14人)	
・管理デスク	2人	・調達計画課	3人
防衛本省(26人)		・事業監理課	1人
・施設計画課	3人	・建築課	2人
・施設整備課	18人	・土木課	3人
・建設制度官	5人	・設備課	4人
北海道防衛局(4人)		・契約課	1人
・事業監理課	1人	中国四国防衛局(15人)	
・土木課	1人	・調達計画課	2人
・設備課	1人	・事業監理課	1人
・契約課	1人	・建築課	2人
帯広防衛支局(4人)		・土木課	4人
・総務課	1人	・設備課	4人
・建設課	2人	・契約課	2人
・建設計画官	1人	九州防衛局(12人)	
東北防衛局(13人)		・調達計画課	1人
・調達計画課	3人	・事業監理課	1人
・事業監理課	2人	・建築課	3人※
・建築課	1人	・土木課	1人
・土木課	3人	・設備課	4人
・設備課	2人	・契約課	2人
・契約課	2人	熊本防衛支局(11人)	
北関東防衛局(18人)		・建築課	2人
・調達計画課	3人	・土木課	1人
・事業監理課	3人	・設備課	4人
・建築課	2人	・建設計画官	2人
・土木課	2人	・契約室	2人
・設備課	6人	沖縄防衛局(13人)	
・契約課	2人	・調達計画課	4人
南関東防衛局(27人)		・事業監理課	1人
・調達計画課	6人	・建築課	1人
・事業監理課	3人	・土木課	1人
・建築課	4人	・設備課	2人
・土木課	4人	・契約課	4人
・設備課	6人		
・契約課	4人		

※うち2名は令和9年1月からの配置を予定

【派遣労働者(技術)】

派遣予定人数(技術)は32人とし、細部は以下のとおりとする。

派遣日数及び労働時間数は別紙第1のとおりとする。

派遣実施場所	派遣人数	派遣実施場所	派遣人数
防衛本省(4人)		近畿中部防衛局(3人)	
・施設整備課	4人	・建築課	1人
北海道防衛局(3人)		・土木課	1人
・建築課	1人	・設備課	1人
・土木課	1人	中国四国防衛局(3人)	
・設備課	1人	・建築課	1人
帯広防衛支局(1人)		・土木課	1人
・建設課	1人	・設備課	1人
東北防衛局(3人)		九州防衛局(3人)	
・建築課	1人	・建築課	1人
・土木課	1人	・土木課	1人
・設備課	1人	・設備課	1人
北関東防衛局(3人)		熊本防衛支局(3人)	
・建築課	1人	・建築課	1人
・土木課	1人	・土木課	1人
・設備課	1人	・設備課	1人
南関東防衛局(3人)		沖縄防衛局(3人)	
・建築課	1人	・建築課	1人
・土木課	1人	・土木課	1人
・設備課	1人	・設備課	1人

6 就業日及び就業時間

(1)就業日は月曜日から金曜日であり、祝祭日・年末年始を除く。

(2)就業時間は、以下のとおりとする。

①午前8時30分から午後5時15分まで(うち、休憩時間は正午から午後1時まで)

- ・北海道防衛局
- ・東北防衛局
- ・南関東防衛局
- ・中国四国防衛局
- ・熊本防衛支局
- ・帯広防衛支局
- ・北関東防衛局
- ・近畿中部防衛局
- ・九州防衛局
- ・沖縄防衛局

②午前9時30分から午後6時15分まで(うち、休憩時間は正午から午後1時まで)

- ・防衛本省
- ・派遣管理デスク

(3)指揮命令者の指示により時間外労働を行う場合もある。ただし、1ヶ月の時間外労働は45時間までを原則とする。

7 契約基本単価等

(1)派遣実施場所ごとの1時間あたりの派遣単価(基本単価)に関し単価契約を行う。

(2)時間外(行政機関の休日に関する法律に定める休日を含む。)業務の契約単価(1時間当たり)については、次のとおり別途算出することとする。

①法定労働時間を超過した場合、基本単価に25%を乗じた超過勤務料金を支払うものとする。

- ②勤務が深夜(午後10時以降)に及ぶ場合は、さらに25%上乘せする(従って超過勤務と深夜勤務とが重なった場合は、基本単価の合計50%増とする。)
 - ③時間外労働時間が月60時間を超えた場合、基本単価に50%を乗じた超過勤務料金を支払うものとする(従って超過勤務と深夜勤務とが重なった場合は、基本単価の合計75%増とする。)
 - ④勤務が休日の場合は、原則として振替により対応とするが、振替ができない場合には、基本単価の35%増とする。
- (3)額の算出については、派遣労働者1人当たりの労働時間を集計して算出することとし、円未満の端数については切り捨てることとする。
- (4)基本単価には、社会保険料、教育訓練、交通費など、必要な経費を含むものとする。

8 派遣業務の実施体制

契約相手方は、派遣業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- (1)履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下「派遣労働者」という。)を確保すること。
 - (2)派遣労働者(事務)は、施設整備に関する事務作業に必要な能力(Microsoft Word及びJUSTSYSTEM 一太郎を用いた文書の作成・編集、Microsoft Excelを用いたデータの入力・編集等)、経験(国内企業又は官公庁等における事務に関する実務経験)を有すること。
 - (3)派遣労働者(技術)は、施設整備に関する事務作業に必要な能力((2)に加えて、建設工事に係る一般的な知識、理解力(図面判読、施工管理能力、図面作成能力、積算能力等)、経験(建設業・建設コンサルタント業の国内企業又は官公庁等における設計・積算・監督等の建設工事に関する実務経験)を有すること。
- なお、派遣労働者(技術)については、派遣労働者を確保できた段階で配置するものとし、責任者補助者が能力・経験等を確認したうえで配置日を決定する。
- (4)(1)の派遣労働者は、(2)、(3)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な経歴、知見、日本国籍等を有すること。
 - (5)(4)の派遣労働者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
 - (6)派遣労働者の派遣契約管理、勤怠管理などを一元管理できる管理システムを導入し、安定的な運用ができること。
 - (7)効率的かつ効果的な派遣運営が可能となるよう以下の業務支援等の派遣管理デスクを設け、専門的な派遣管理デスク員として2名を見込むものとする。

業務支援の内容は、「4 業務内容」のとおりとする。

(8) 責任者の配置

- ①契約相手方は、本業務に対する責任者を配置し、次の業務を行わせること。

責任者は、本省との主たる窓口となり、業務全体のマネジメント、事業計画の進捗状況、実績管理・分析、業務改善進捗に関する業務、業務の質、精度の維持・向上、各種調整業務、連絡事項の周知徹底、研修計画、リスク管理及び官側への報告等を行うこと。なお、必要に応じて責任者は常駐するものとする。
- ②責任者が常駐しない場合又は不在となる場合は、派遣管理デスクがその職務の一部を代行するものとする。
- ③責任者は、本業務と類似する管理業務の経験を有する者を配置すること。

9 契約相手方に必要な条件等

- (1) 労働者派遣法第5条第1項に基づく一般労働者派遣事業の許可を有していること。
- (2) プライバシーマーク又はそれらに相当する社内規定等を有し、優良派遣事業者認定を受けていること。
- (3) 契約相手方は、派遣労働者が就業している職場を1か月に1回訪問することを原則とし、派遣労働者の就業状況及び健康状況を確認した上で、訪問結果を速やかに書面等により官の指揮命令者に報告すること。
- (4) 派遣実施場所の各都道府県に本店、支店又は営業所等のいずれかが所在し、派遣労働者の就業状況及び健康管理等の支援体制を有していること。なお、派遣労働者の勤務状況等に問題等があれば直ちに派遣先責任者又は責任者補助者へ報告すること。
- (5) 適切な派遣運営が可能となるよう専門的な派遣管理デスクのサービス提供が可能であり、800人以上の国内企業又は官公庁等に対し、1契約で住所が異なる2か所以上に跨り派遣管理デスクのサービス提供をした実績を10件以上有していること。

10 派遣先責任者、責任者補助者及び指揮命令者

- (1) 派遣先責任者：防衛省整備計画局施設整備課 施設技術室長
連絡先 03-3268-3111
- (2) 責任者補助者：各地方防衛局等(防衛本省を除く)に以下の責任者補助者をおく

(3) 指揮命令者：派遣実施場所の指揮命令者は、以下のとおり

派遣実施場所	責任者補助者	指揮命令者	連絡先
派遣管理デスク			
・管理デスク	—	施設整備課総括班長	03-3268-3111
防衛本省			
・施設計画課	—	施設政策室先任部員	03-3268-3111
・施設整備課		総括班長	
・建設制度官		総括班長	
北海道防衛局			
・事業監理課	調達計画課長	事業監理課長	011-272-7578
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
帯広防衛支局			
・総務課	建設計画官	総務課長	0115-22-1181
・建設課		建設課長	
・建設計画官		建設計画官	
東北防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	022-297-8209
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
北関東防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	048-600-1800
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
南関東防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	045-211-7100
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
近畿中部防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	06-6945-4951
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	

中国四国防衛局			
・ 調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	082-223-8284
・ 事業監理課		事業監理課長	
・ 建築課		建築課長	
・ 土木課		土木課長	
・ 設備課		設備課長	
・ 契約課		契約課長	
九州防衛局			
・ 調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	092-483-8811
・ 事業監理課		事業監理課長	
・ 建築課		建築課長	
・ 土木課		土木課長	
・ 設備課		設備課長	
・ 契約課		契約課長	
熊本防衛支局			
・ 建築課	建設計画官	建築課長	096-368-2171
・ 土木課		土木課長	
・ 設備課		設備課長	
・ 建設計画官		建設計画官	
・ 契約室		契約室長	
沖縄防衛局			
・ 調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	098-921-8131
・ 事業監理課		事業監理課長	
・ 建築課		建築課長	
・ 土木課		土木課長	
・ 設備課		設備課長	
・ 契約課		契約課長	

11 契約の中途解除の場合の措置

官の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合は、解除を行おうとする日の少なくとも30日前に契約相手方に対してその旨の通知をする。

また、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の途中解除に関しては、契約相手側は、他の派遣先を斡旋する等により、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとする。

12 業務報告書の提出

派遣労働者は、業務報告書(任意書式)に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、官の指揮命令者の確認を受けるものとする。

また、月末日においては、指揮命令者の確認後に当該業務報告書(任意書式)を官に提出するものとする。

13 その他の指示

13.1 官側の支援

契約相手方は、本派遣業務の履行において、官の所有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官側の規則を遵守し、無償

で支援を受けることができる。

13.2 所有権及び著作権

- a) 本派遣業務によって作成した書面(電子データを含む。)その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本派遣業務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。
- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

13.3 派遣業務に従事する者の申請

契約相手方は、当該派遣業務の派遣労働者体制表、派遣労働者名簿を契約後速やかに作成し、官に提出し確認を得るものとする。本派遣業務に従事する者の追加、変更等が生じたことにより、派遣労働者体制が変更となった場合は、官の確認を得るものとする。

13.4 提出書類

契約相手方は、下表に示す書類を官に提出するものとする。

なお、8で定める条件、資格や能力等を確認する必要がある場合は、官は契約相手方に確認を求め、契約相手方はこれに応じるものとする。

表－提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	備考
1	契約相手方体制表	1部	契約締結後5日以内 又は変更時	防衛省整備計画局施設整備課	契約相手方責任者及び担当者等の所属、氏名、役職、連絡先等を記載
2	派遣労働者名簿	1部	契約締結後5日以内 又は派遣労働者交代時	防衛省整備計画局施設整備課	派遣労働者氏名、性別、保険加入状況、勤務開始日等を記載
3	業務報告書	1部	勤務日の就業時間終了後すみやかに日々の点検を受け、月末終業後に提出する	防衛省整備計画局施設整備課	任意様式
4	誓約書	1部	契約締結後5日以内 又は変更時	防衛省整備計画局施設整備課	別紙第4

13.5 安全及び衛生

官の責任者は、派遣労働者の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。

13.6 派遣労働者からの苦情処理

13.6.1 官での苦情の申し出を受ける者

派遣先責任者又は責任者補助者

13.6.2 苦情処理の方法、連携体制

契約相手方又は官の責任者は、派遣労働者からの苦情の申し出を受けたときは、直ちに各々の責任者へ連絡することとし、各々の責任者が互いに協力して当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知する。ただし、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情は除く。また、内容が官の処理の範疇に該当する場合には、対応を各課担当へ引継ぐこと。

苦情等に関しては、現状分析と改善策を講じ官側へ報告すること。

13.7 派遣労働者の交代

13.7.1 継続性の確保

契約相手方は、正当な理由なく派遣労働者を交代してはならない。また、派遣労働者の病気、事故、長期にわたる年次休暇等の取得又はその他の理由により欠員が生じる場合、契約相手方は責任を持って交代要員を確保すること。

正当な理由については、労働者派遣事業者と派遣労働者の雇用契約による契約更新の状況による交代も含めることとする。

13.7.2 引き継ぎ

契約相手方は、病気、事故で派遣労働者が就業不可能となる等のやむを得ない事由による交代を除き、契約期間中に派遣労働者を交代する場合は、業務に対する影響を最小限に抑えるため、最低1日の業務引き継ぎ期間を設け、交代要員に対し、業務内容及び作業方法の引き継ぎを行うものとする。

業務の円滑な継続を確保する観点から、派遣労働者の交代に際しては、原則として1日以上業務引き継ぎ期間を設けるものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、引き継ぎ期間を設けないことができるものとする。

1. 派遣労働者が病気又は事故等により就業不可能となった場合
2. 1. 以外のやむを得ない事由により派遣労働者が就業不可能又は交代となった場合
3. 交代予定の派遣労働者が担当する業務について、交代日までに完了する見込みがあり、かつ当該業務に定型的な業務（ルーティンワーク）が含まれていない場合

なお、前任派遣労働者と後任派遣労働者との対面による引き継ぎが困難な場合（後任派遣労働者の手配状況等による）、労働者派遣業者の担当者が中継ぎを行い、後任派遣労働者への引き継ぎを実施するものとする。

※前任派遣労働者と後任派遣労働者の対面による引き継ぎ日は原則として前任派遣労働者の最終出勤日とする。又、労働者派遣業者の担当者による引き継ぎは原則として後任派遣労働者の出勤日初日とする。

13.7.3 交代の指示

官の責任者は、以下のいずれかの事情が発生した場合は、その理由を示して、派遣労働者の交代を求めることができるものとする。

- a) 業務に必要な技能などの要件を著しく欠いている場合
- b) 指揮命令に従わない場合
- c) 正当な理由なく作業を著しく遅延し、又は、作業に着手しない場合

- d) 作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合
- e) 職場の規律、秩序、施設管理上の諸規則、守秘義務等、就業の諸規則に違反した場合

13.8 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

13.9 その他留意事項

本派遣業務の履行に当たっては、仕様書に準拠すること。

- a) 派遣労働者は、本派遣業務において知り得た守秘義務を要する情報について、派遣期間中はもとより派遣期間が終了しても、第三者に漏洩しないこと。
- b) 契約相手方は、派遣労働者の派遣に当たり、必要に応じ教育を行うものとする。
- c) 本派遣業務を実施するにあたって、別紙第3「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本派遣業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。
- d) 本派遣業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく、「防衛本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令」第3条に規定について、留意すること。

13.10 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

派遣予定人数及び派遣日数等

(1) 派遣労働者(事務)の派遣日数及び労働時間数は次のとおりとする。

【派遣管理デスク】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	2名	21日	325.50時間
令和8年5月	2名	18日	279.00時間
令和8年6月	2名	22日	341.00時間
令和8年7月	2名	22日	341.00時間
令和8年8月	2名	20日	310.00時間
令和8年9月	2名	19日	294.50時間
令和8年10月	2名	21日	325.50時間
令和8年11月	2名	19日	294.50時間
令和8年12月	2名	20日	310.00時間
令和9年1月	2名	19日	294.50時間
令和9年2月	2名	18日	279.00時間
令和9年3月	2名	22日	341.00時間
合計		—	3,735.50時間

【防衛省本省】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	26名	21日	4,231.50時間
令和8年5月	26名	18日	3,627.00時間
令和8年6月	26名	22日	4,433.00時間
令和8年7月	26名	22日	4,433.00時間
令和8年8月	26名	20日	4,030.00時間
令和8年9月	26名	19日	3,828.50時間
令和8年10月	26名	21日	4,231.50時間
令和8年11月	26名	19日	3,828.50時間
令和8年12月	26名	20日	4,030.00時間
令和9年1月	26名	19日	3,828.50時間
令和9年2月	26名	18日	3,627.00時間
令和9年3月	26名	22日	4,433.00時間
合計		—	48,561.50時間

【北海道防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	4名	21日	651.00時間
令和8年5月	4名	18日	558.00時間
令和8年6月	4名	22日	682.00時間
令和8年7月	4名	22日	682.00時間
令和8年8月	4名	20日	620.00時間
令和8年9月	4名	19日	589.00時間
令和8年10月	4名	21日	651.00時間
令和8年11月	4名	19日	589.00時間
令和8年12月	4名	20日	620.00時間
令和9年1月	4名	19日	589.00時間
令和9年2月	4名	18日	558.00時間
令和9年3月	4名	22日	682.00時間
合計		—	7,471.00時間

【帯広防衛支局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	4名	21日	651.00時間
令和8年5月	4名	18日	558.00時間
令和8年6月	4名	22日	682.00時間
令和8年7月	4名	22日	682.00時間
令和8年8月	4名	20日	620.00時間
令和8年9月	4名	19日	589.00時間
令和8年10月	4名	21日	651.00時間
令和8年11月	4名	19日	589.00時間
令和8年12月	4名	20日	620.00時間
令和9年1月	4名	19日	589.00時間
令和9年2月	4名	18日	558.00時間
令和9年3月	4名	22日	682.00時間
合計		—	7,471.00時間

【東北防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	13名	21日	2,115.75時間
令和8年5月	13名	18日	1,813.50時間
令和8年6月	13名	22日	2,216.50時間
令和8年7月	13名	22日	2,216.50時間
令和8年8月	13名	20日	2,015.00時間
令和8年9月	13名	19日	1,914.25時間
令和8年10月	13名	21日	2,115.75時間
令和8年11月	13名	19日	1,914.25時間
令和8年12月	13名	20日	2,015.00時間
令和9年1月	13名	19日	1,914.25時間
令和9年2月	13名	18日	1,813.50時間
令和9年3月	13名	22日	2,216.50時間
合計		—	24,280.75時間

【北関東防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	18名	21日	2,929.50時間
令和8年5月	18名	18日	2,511.00時間
令和8年6月	18名	22日	3,069.00時間
令和8年7月	18名	22日	3,069.00時間
令和8年8月	18名	20日	2,790.00時間
令和8年9月	18名	19日	2,650.50時間
令和8年10月	18名	21日	2,929.50時間
令和8年11月	18名	19日	2,650.50時間
令和8年12月	18名	20日	2,790.00時間
令和9年1月	18名	19日	2,650.50時間
令和9年2月	18名	18日	2,511.00時間
令和9年3月	18名	22日	3,069.00時間
合計		—	33,619.50時間

【南関東防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	27名	21日	4,394.25時間
令和8年5月	27名	18日	3,766.50時間
令和8年6月	27名	22日	4,603.50時間
令和8年7月	27名	22日	4,603.50時間
令和8年8月	27名	20日	4,185.00時間
令和8年9月	27名	19日	3,975.75時間
令和8年10月	27名	21日	4,394.25時間
令和8年11月	27名	19日	3,975.75時間
令和8年12月	27名	20日	4,185.00時間
令和9年1月	27名	19日	3,975.75時間
令和9年2月	27名	18日	3,766.50時間
令和9年3月	27名	22日	4,603.50時間
合計		—	50,429.25時間

【近畿中部防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	14名	21日	2,278.50時間
令和8年5月	14名	18日	1,953.00時間
令和8年6月	14名	22日	2,387.00時間
令和8年7月	14名	22日	2,387.00時間
令和8年8月	14名	20日	2,170.00時間
令和8年9月	14名	19日	2,061.50時間
令和8年10月	14名	21日	2,278.50時間
令和8年11月	14名	19日	2,061.50時間
令和8年12月	14名	20日	2,170.00時間
令和9年1月	14名	19日	2,061.50時間
令和9年2月	14名	18日	1,953.00時間
令和9年3月	14名	22日	2,387.00時間
合計		—	26,148.50時間

【中国四国防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	15名	21日	2,441.25時間
令和8年5月	15名	18日	2,092.50時間
令和8年6月	15名	22日	2,557.50時間
令和8年7月	15名	22日	2,557.50時間
令和8年8月	15名	20日	2,325.00時間
令和8年9月	15名	19日	2,208.75時間
令和8年10月	15名	21日	2,441.25時間
令和8年11月	15名	19日	2,208.75時間
令和8年12月	15名	20日	2,325.00時間
令和9年1月	15名	19日	2,208.75時間
令和9年2月	15名	18日	2,092.50時間
令和9年3月	15名	22日	2,557.50時間
合計		—	28,016.25時間

【九州防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	10名	21日	1,627.50時間
令和8年5月	10名	18日	1,395.00時間
令和8年6月	10名	22日	1,705.00時間
令和8年7月	10名	22日	1,705.00時間
令和8年8月	10名	20日	1,550.00時間
令和8年9月	10名	19日	1,472.50時間
令和8年10月	10名	21日	1,627.50時間
令和8年11月	10名	19日	1,472.50時間
令和8年12月	10名	20日	1,550.00時間
令和9年1月	12名	19日	1,767.00時間
令和9年2月	12名	18日	1,674.00時間
令和9年3月	12名	22日	2,046.00時間
合計		—	19,592.00時間

【熊本防衛支局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	11名	21日	1,790.25時間
令和8年5月	11名	18日	1,534.50時間
令和8年6月	11名	22日	1,875.50時間
令和8年7月	11名	22日	1,875.50時間
令和8年8月	11名	20日	1,705.00時間
令和8年9月	11名	19日	1,619.75時間
令和8年10月	11名	21日	1,790.25時間
令和8年11月	11名	19日	1,619.75時間
令和8年12月	11名	20日	1,705.00時間
令和9年1月	11名	19日	1,619.75時間
令和9年2月	11名	18日	1,534.50時間
令和9年3月	11名	22日	1,875.50時間
合計		—	20,545.25時間

【沖縄防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	13名	21日	2,115.75時間
令和8年5月	13名	18日	1,813.50時間
令和8年6月	13名	22日	2,216.50時間
令和8年7月	13名	22日	2,216.50時間
令和8年8月	13名	20日	2,015.00時間
令和8年9月	13名	19日	1,914.25時間
令和8年10月	13名	21日	2,115.75時間
令和8年11月	13名	19日	1,914.25時間
令和8年12月	13名	20日	2,015.00時間
令和9年1月	13名	19日	1,914.25時間
令和9年2月	13名	18日	1,813.50時間
令和9年3月	13名	22日	2,216.50時間
合計		—	24,280.75時間

(2)派遣労働者(技術)の派遣日数及び労働時間数は次のとおりとする。

【防衛省本省】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	4名	21日	651.00時間
令和8年5月	4名	18日	558.00時間
令和8年6月	4名	22日	682.00時間
令和8年7月	4名	22日	682.00時間
令和8年8月	4名	20日	620.00時間
令和8年9月	4名	19日	589.00時間
令和8年10月	4名	21日	651.00時間
令和8年11月	4名	19日	589.00時間
令和8年12月	4名	20日	620.00時間
令和9年1月	4名	19日	589.00時間
令和9年2月	4名	18日	558.00時間
令和9年3月	4名	22日	682.00時間
合計		—	7,471.00時間

【北海道防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【帯広防衛支局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	1名	21日	162.75時間
令和8年5月	1名	18日	139.50時間
令和8年6月	1名	22日	170.50時間
令和8年7月	1名	22日	170.50時間
令和8年8月	1名	20日	155.00時間
令和8年9月	1名	19日	147.25時間
令和8年10月	1名	21日	162.75時間
令和8年11月	1名	19日	147.25時間
令和8年12月	1名	20日	155.00時間
令和9年1月	1名	19日	147.25時間
令和9年2月	1名	18日	139.50時間
令和9年3月	1名	22日	170.50時間
合計		—	1,867.75時間

【東北防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【北関東防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【南関東防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【近畿中部防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【中国四国防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【九州防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【熊本防衛支局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

【沖縄防衛局】

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間(時間)
令和8年4月	3名	21日	488.25時間
令和8年5月	3名	18日	418.50時間
令和8年6月	3名	22日	511.50時間
令和8年7月	3名	22日	511.50時間
令和8年8月	3名	20日	465.00時間
令和8年9月	3名	19日	441.75時間
令和8年10月	3名	21日	488.25時間
令和8年11月	3名	19日	441.75時間
令和8年12月	3名	20日	465.00時間
令和9年1月	3名	19日	441.75時間
令和9年2月	3名	18日	418.50時間
令和9年3月	3名	22日	511.50時間
合計		—	5,603.25時間

令和8年4月（21日）

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

令和8年5月（18日）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和8年6月（22日）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和8年7月（22日）

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和8年8月（20日）

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和8年9月（19日）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

令和8年10月（21日）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和8年11月（19日）

日	月	火	水	木	金	土
						1
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和8年12月（20日）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和9年1月（19日）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和9年2月（18日）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

令和9年3月（22日）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 契約相手方は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 契約相手方は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者への周知)

- 3 契約相手方は、直接的であるか間接的であるかを問わず、契約相手方の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者(以下「派遣労働者」という。)に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 契約相手方は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 契約相手方は、官側が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、契約相手方は、再委託先(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 契約相手方は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 契約相手方は、官側の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 契約相手方は、官側の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 官側は、契約相手方が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、官側は必要と認めるとき、契約相手方に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は契約相手方が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

官側は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、契約相手方における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(派遣労働者の監督)

10 契約相手方は、派遣労働者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

契約相手方は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う派遣労働者の範囲を限定するものとし、当該派遣労働者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

契約相手方は、派遣労働者が退職する場合、当該派遣労働者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書（別紙第4参考）の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 官側は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、契約相手方において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、契約相手方に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

契約相手方は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について官側と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 契約相手方は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、官側から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに官側への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、契約相手方がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、官側に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 契約相手方は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに官側へ報告し、官側の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 官側は、契約相手方が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

誓 約 書

私は、就業上の諸規則の情報保証に関する規則を遵守し、情報流出防止のための措置をとることに努め、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体での業務用データの取り扱いや業務用データの流出、業務上知り得た情報の漏えい等の保全事故を派遣契約終了後においても起こさないことを誓います。

また、保全事故又はそのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、情報保全部署等からの求めに応じ、必要な協力を行うことを合わせて誓います。

令和 年 月 日

単価表

番号	派遣場所	単位	基本単価 (100/100)	時間外単価 (125/100)	時間外単価 (135/100)	時間外単価 (150/100)	時間外単価 (160/100)	時間外単価 (175/100)	備考
1	派遣管理デスク	1 時間							
2	防衛本省	1 時間							
3	防衛本省 【技術】	1 時間							
4	北海道防衛局	1 時間							
5	北海道防衛局 【技術】	1 時間							
6	帯広防衛支局	1 時間							
7	帯広防衛支局 【技術】	1 時間							
8	東北防衛局	1 時間							
9	東北防衛局 【技術】	1 時間							
10	北関東防衛局	1 時間							
11	北関東防衛局 【技術】	1 時間							
12	南関東防衛局	1 時間							
13	南関東防衛局 【技術】	1 時間							
14	近畿中部防衛局	1 時間							
15	近畿中部防衛局 【技術】	1 時間							
16	中国四国防衛局	1 時間							
17	中国四国防衛局 【技術】	1 時間							
18	九州防衛局	1 時間							
19	九州防衛局 【技術】	1 時間							
20	熊本防衛支局	1 時間							
21	熊本防衛支局 【技術】	1 時間							
22	沖縄防衛局	1 時間							
23	沖縄防衛局 【技術】	1 時間							